

# 鳥取県糖尿病療養指導士認定機構 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本機構の名称は、鳥取県糖尿病療養指導士認定機構とする。

(事務局)

第2条 本機構の事務局は、鳥取県医師会におく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本機構の目的は、鳥取県における糖尿病療養指導の正しい知識と技術の普及・啓発を図るため、糖尿病療養指導の正しい知識と技術を学んだ医療スタッフを養成し、鳥取県糖尿病療養指導士としての認定を行うこととする。

(事業)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するために次の各号に定める事業を行う。

- (1) 鳥取県糖尿病療養指導士の育成および認定
- (2) 鳥取県糖尿病療養指導士の更新
- (3) 前各号のための研修会の開催
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 委員会

(統括委員会)

第5条 本機構に、統括委員会を置く。

- 2 統括委員会は、本機構の運営方針を決定する最高議決機関とする。
- 3 統括委員会は、委員長の招集により、必要に応じて年1回以上開催する。

第6条 統括委員会に、次の役員を置く。

- (1) 統括委員長 1名
  - (2) 統括副委員長 2名
  - (3) 統括委員 若干名
- 2 役員は、鳥取県糖尿病対策推進会議において選任し、委嘱する。
  - 3 統括委員長は、鳥取県糖尿病対策推進会議の議長が務める。
  - 4 統括副委員長は、統括委員長が統括委員の中から任命する。

第7条 統括委員長は、本機構及び統括委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 統括副委員長は、統括委員長を補佐し、統括委員長に事故があるとき又は統括委員長

が欠けたときは、あらかじめ統括委員長の指名した順序によりその職務を代行する。

3 統括委員は統括委員会を構成し、会務の執行を決定する。

第8条 統括委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(研修委員会)

第9条 本機構に、研修委員会を置く。

2 研修委員会は、本機構主催の研修会の運営を執り行う。

3 研修委員会は、統括委員会の議決に基づいて委嘱された研修委員により構成される。

(認定委員会)

第10条 本機構に、認定委員会を置く。

2 認定委員会は、認定試験の作成、実施並びに合否の判定を執り行う。

3 認定委員会は、認定更新申請者の更新可否の判定を執り行う。

4 認定委員会は、統括委員会の議決に基づいて委嘱された認定委員により構成される。

(委員の兼務)

第11条 委員が他の委員会の委員を兼務することは妨げない。ただし、研修委員と認定委員の兼務は認めない。

## 第4章 会則

(会則の変更)

第12条 この規約にない事項は、その都度統括委員会で決定する。

2 本規約の改廃は、統括委員会で行う。

## 附則

本規約は、平成28年7月21日から施行する。